

1. 基本情報

- (1) 国名：コロンビア
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：コロンビア
- (3) 案件名：経済社会開発計画 (The Economic and Social Development Programme)
- (4) 事業の要約：本事業はコロンビアの大統領府対人地雷対策庁等に対し、我が国で製造された地雷除去機材等を供与することにより、地雷の除去を通じた地域住民の安全を確保するとともに、国内の移動・経済活動の活性化を図り、もって同国の均衡のとれた経済成長に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における地雷除去の現状・課題と本事業の位置付け

コロンビアは治安当局と左翼系反政府非合法組織 (FARC)、加えて極右非合法民兵組織等の間で半世紀以上に及ぶ国内紛争が続いたが、同国政府と FARC との間で和平のための交渉が行われ、先日最終合意に至った。この抗争により、延べ 680 万人以上の国内避難民が存在し、埋設された多くの対人地雷により 1 万 1 千人を超える地雷被害者を生んできた。依然として国土の半分弱の約 50 万 km^2 が地雷埋設被疑地とされている。

コロンビア政府は対人地雷の問題に関して 2002 年にオタワ条約を批准し、その履行期限である 2021 年 3 月までに対人地雷の完全除去を行うこととしている。このため、今後 5 年間の地雷除去戦略計画を策定し、同国のポスト・コンフリクトの最重要課題として政府をあげて取り組んでいる。また、米国及びノルウェーによる「コロンビアのためのグローバル地雷除去イニシアティブ」等の国際社会による援助体制構築も緒についたところである。我が国も地雷除去、被害者のリハビリ等を中心に草の根・人間の安全保障無償資金協力や技術協力を実施してきた。

しかしながら、コロンビア政府が対人地雷除去部隊の人員増強や地雷除去活動を行う民間団体の支援を得ても、現在主に手作業に依存している地雷除去活動が国土の半分弱にも及ぶ地雷被疑埋設地域での地雷除去活動を今後 5 年間で実施することは物理的に極めて困難と言える。地雷除去活動を効率的かつ安全に実施することが重要であるが、コロンビアは過去に我が国から供与した 3 台を含め 9 台の地雷除去機材しか有していない。このため、我が国から供与した地雷除去機材の性能やこれまでの貢献を熟知しているコロンビア政府から、更なる地雷除去機材の供与への期待が表明されている。

(2) 地雷除去分野に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

本件は、開発協力大綱の重点課題である「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の

実現」における平和構築支援そのものである。また、我が国の対コロンビア共和国国別開発協力方針の基本方針である「均衡のとれた持続的社会経済発展への支援」を阻害する大きな要因である対人地雷を、早急に除去することにつながる。

（３）他の援助機関の対応

従来から欧米諸国、OAS 等が支援しており、七月末の上記グローバル地雷除去イニシアティブでは、米、西、スイス、スウェーデン、チリ、英、イスラエル、リトアニア、ウルグアイ、伊、伯、墨、EU、独及び加より新たなプレッジがあった。

（４）本事業を実施する意義

サントス大統領からも、地雷除去に関する国際会議の場において日本の地雷除去機材の活躍に触れつつ、地雷除去の支援について各国に支援の呼びかけが行われているところ、地雷除去において中核的な役割を果たす地雷除去機材の供与は同国と我が国の二国間関係強化に寄与するものである。

また、これまで国内紛争の解決こそがコロンビアの政治面・経済面・治安面の安定化に不可欠であったところ、我が国が地雷除去に協力することにより、平和構築、更にはコロンビアの経済発展の一層の促進を図り、もって同国の経済社会開発に寄与することとなる。

本年がコロンビアにとって和平及び経済の面で歴史的転換期となり得るところ、大きな潜在力（人口及び経済成長率等）を持つ同国との連携を強化することは今後の日本企業の進出・輸出拡大やエネルギー資源の安定供給の観点からも重要である。

なお、コロンビアの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

同国は、埋設された多くの対人地雷により1万人を超える地雷被害者を生んでおり、依然として国土の約半分が地雷埋設被疑地とされていることから、①被害の拡大や再発を避けるために迅速な対応が必要であり（「緊急性・迅速性」）、また、②人間の安全保障の観点から、個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である（「人道上のニーズ」）。

本事業は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

3. 事業概要

（１）事業概要

① 事業の目的

本事業はコロンビアの大統領府対人地雷対策庁等に対し、我が国で製造された地雷除去機材等を供与することにより、地雷の除去を通じた、地域住民の安全を確保するとともに、国内の移動・経済活動の活性化を図り、もって同国の均衡のとれた経済成長に寄与するもの。

②事業内容

1) 施設・機材の内容

地雷除去機材，同機材運搬のためのトレーラー及びトレーラーヘッド，移動式作業車，リフト付トラック，クレーン付トラック，既存の地雷除去機用のスペアパーツ，要員移動車両など。

2) 調達的方式

実際に供与される機材，その仕様及びメーカー等は，交換公文締結後に，政府間協議会の場での両政府間の確認及び調達代理機関による現地調査等を踏まえ確定の上，最終的には調達代理機関による入札を通じ決定される。

(2) 総事業費／概算協力額 総事業費 1000 百万円

(3) 事業実施機関／実施体制

大統領府対人地雷対策庁が，NGO，国際機関，更に国軍関係者とも調整・協力しつつ，困難な場所では国軍が主として従事する。

(4) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

我が国は2000年代後半に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ，地雷除去機材を三台供与しており，大統領以下政府関係者から高く評価されてきた。この分野における我が国の協力のシンボルに近い形で広く認知されている。また，これまでの経験から，機材運搬のためのトレーラー等周辺機材の必要性が認識され，今次供与をより効率的な地雷除去活動に役立てるための貴重な教訓となった。

以 上

別添資料：地図

別添

コロンビア 地図

